

公 示 送 達 書

令和8年10月30日

戸田市長 菅原 文仁

地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、下記の書類は、戸田市長(収納推進課)が保管していますので、
送達を受ける者は、申し出のうえ受領してください。

送達を受ける者の氏名

HA BINH AN

送達する書類

戸収第2049号
戸収第2339号

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、提示を始めた日から起算して
7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなします。